

第一種交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支一 ● ● ●

令和 7 年 9 月 ● ● 日

総務大臣
村上 誠一郎 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
 住 所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
 興信ビル2F
いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
 名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう しまだ あきら
 会長 島田 明

電気通信事業法第109条第1項の規定により、第一種交付金の額及び交付方法の認可を受けた
 いので、次のとおり申請します。

1 第一種交付金の額

NTT 東日本株式会社に対する

第一種交付金の額

$$\begin{aligned}
 &= Ce - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \\
 &\quad \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')\} \cdot En / Mn \\
 &\quad - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')
 \end{aligned}$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

〔=6,511,901,440 円〕

Ce は、NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔=3,821,875,712 円〕

S は、支援業務費の額〔=65,052,279 円〕

n は、最終算定月〔=令和 8 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（令和 8 年 1 月予定～最終算定月）

Et は、 t 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En は、 n 月（最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる)

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 8 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 8 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.17381252 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 7 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20325396 円／月・番号、令和 7 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.80347094 円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

Ce' は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,830,777,793 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

NTT 西日本株式会社に対する

第一種交付金の額

$$\begin{aligned} = & C_w - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \{ C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}]) - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \\ & \sum_{i=1}^{F_t'} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_{n'}] - (P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'}) \} \cdot W_n / M_n \\ & - (P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'}) \end{aligned}$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

〔＝6,511,901,440 円〕

C_w は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕

S は、支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

n は、最終算定月〔＝令和 8 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（令和 8 年 1 月予定～最終算定月）

W_t は、 t 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

W_n は、 n 月（最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ F_t までの整数値をとる）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{wt} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 8 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 8 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.82618748 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 7 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月）

$W_{t'}$ は、 t' 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 t' 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる）

$N_{in'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる）

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.79674604 円／月・番号、令和 7 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.19652906 円／月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、NTT 西日本株式会社の補てん対象額と NTT 西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

Cw' は、前年度の NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,536,585,902 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

※ 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3％）を超える場合の第一種交付金の額は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「第一号算定等規則」という。）第 5 条第 2 項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

※ 端数処理については、第一号算定等規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和 7 年 12 月）から変更となる場合、 t において「令和 8 年 1 月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 交付方法

(1) 交付手段

第一種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第一種交付金の振込手数料の負担は、第一種交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 第一種交付金額の通知

前年度の最終算定月の 3 箇月後から最終算定月の 3 箇月後までの間、毎月、第一種適格電気

通信事業者に対して第一種交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知する第一種交付金額は、第一号算定等規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 第一種交付金の交付期限

毎月の第一種交付金額の通知の日の属する月の翌月までに第一種交付金を交付する。

(4) 各月の第一種交付金の額の計算方法

①前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝ 第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

②最終算定月の3箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝ (第一種負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額 － 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額)

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

ただし、各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3％）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「第一号算定等規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 第一種交付金の交付の特例

第一種交付金の交付期限までに、第一号算定等規則第22条第1項各号に規定する事由が生

じた場合、同項の規定に基づき、第一種交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案分して算定した額を第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付する。

(6) 第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

第一号算定等規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により第一種交付金の額を算定し、第一種交付金を交付することとする。